

四街道市行政組織条例の一部を改正する条例

四街道市行政組織条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「総務部」を「^{総務部}
地域共創部」に、「環境経済部」を「環境部」に改める。

第2条の表経営企画部の項第8号中「情報化」を「デジタル化」に改め、同表総務部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

地域共創部

- (1) 共創によるまちづくりに関すること。
- (2) くらし安全及び交通に関すること。
- (3) 産業振興に関すること。

第2条の表環境経済部の項中「環境経済部」を「環境部」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（四街道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

2 四街道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「環境経済部」を「環境部」に改める。